

臨時代理の報告について

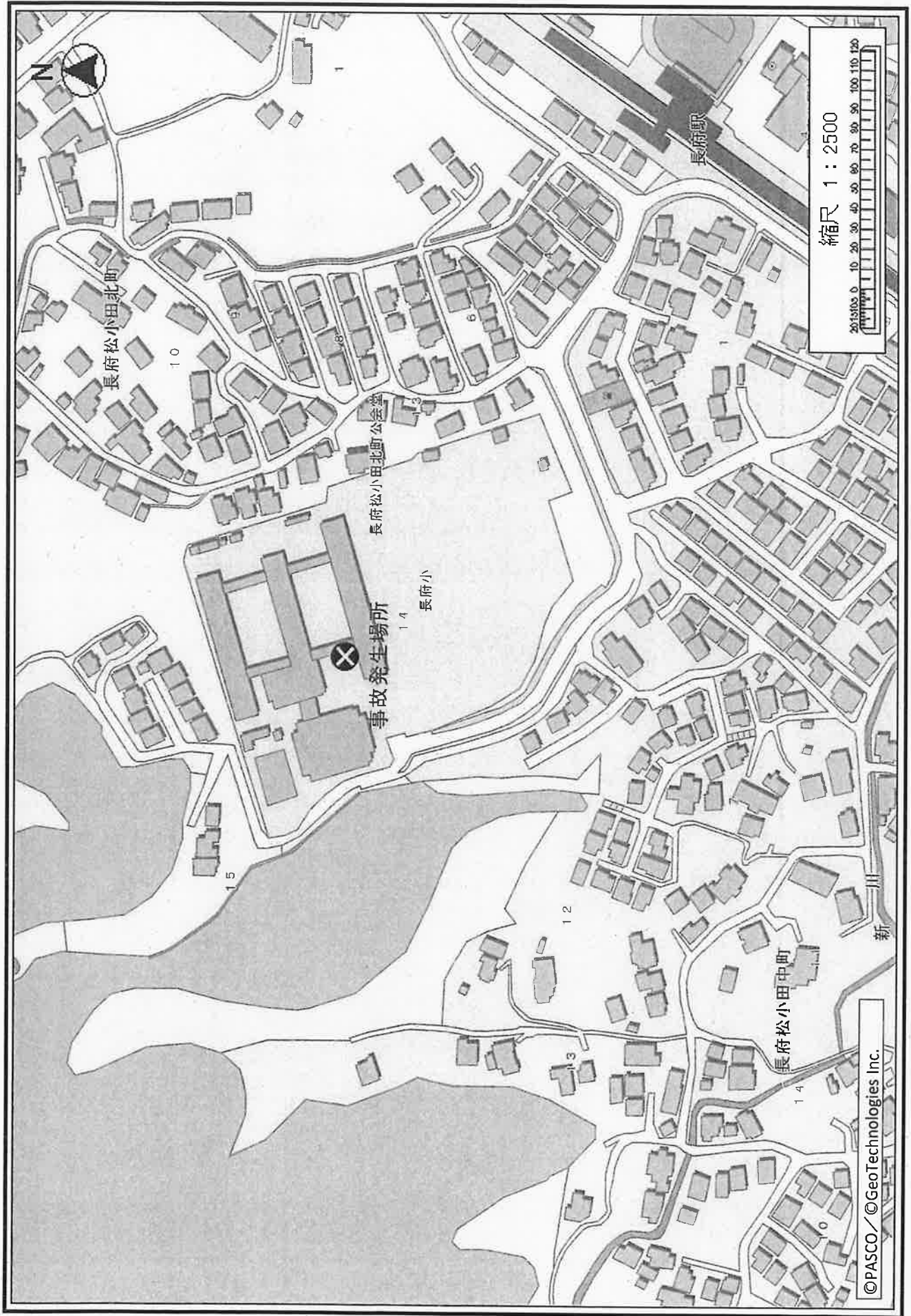
下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市立長府小学校敷地内で発生した自動車損傷事故の事故処理が完了したことを令和5年2月28日に下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月29日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

記

- 1 事故発生日時 令和4年9月18日（日）午後3時頃
- 2 事故発生場所 下関市立長府小学校敷地内（下関市長府松小田北町14番1号）
- 3 事故内容 長府小学校体育館側渡り廊下の屋根波板が強風で吹き飛ばされ、来校中の被害者が付近に駐車していた被害者車両に接触し、当該車両を損傷させたもの。
なお、本事案は、物損のみで人的被害はなし。
- 4 損害賠償額 168,571円
- 5 専決処分日 令和5年2月28日
- 6 示談日 令和5年3月6日
- 7 損害賠償金支払日 令和5年3月24日



©PASCO / ©GeoTechnologies Inc.

